

ふ、じがわ

町の現況		
面積		31.09K㎡
人口	41,911現在	14,627人
男		7,241人
女		7,386人
世帯数		3,183世帯
町議員数		16人

特別号 住民課

人のため、わがみの

ために献血をしよう

血液はなにものにも代えることのできない貴重なものであります。人体の輸血には、どうしても人間の血液しか輸血できません。

重い病気や、大きなケガなどで苦しんでいる人々の、貴重な生命を守るために、健康な血液を献血して下さい。

献血した方に、本人または家族が血液の必要を生じたときは、献血が一本（約一合）でも必要とする全量の血液を優先的に用意してその善意に報いるようにしております。

赤十字奉仕団（町婦人会）では、「献血は人を救うとともに、自分も救われる」のスローガンをあげて全住民に愛の血液運動を呼びかけております。交通事故、工場災害など増加しております。特に青年団、消防団員及びその家族の方々は進んで献血して下さい。

献血は町内二、三ヶ所で献血車でを行います。

(1) 一回の献血は二〇〇cc（約一合）です

(2) 自然採血で痛くありません
献血後は普通と全く変わりなく入浴、飲酒など差しつかえありません

(3) 献血した方には、献血手帳やバッチを差し上げます。この

(4) 献血手帳は全国の赤十字血液センターに通用します。

献血できる人
健康な人なら、誰でも献血できます。

・満16歳以上65歳未満の人

・体重が男子45K、女子40K以上の人の

献血できない人

・妊娠している人、また過去六ヶ月以内に妊娠していた人

・産後六ヶ月以内の人

その他採血前に医師が健康診断をしますから心配はいりません。

献血手帳はいつも身につけておくために、早速献血の申込みをしましょう。

申込みは町内の婦人会支部で九月二十日まで行います。採血の予定は十月上旬です。

敬老会は9月16日 大富士ヘルスセンターで

今年の敬老会に招待する老人の方は四〇七人（満73歳以上）で恒例によって婦人会、青年団の支援をいただき十六日に大富士ヘルスセンターで行います。県知事から木杯、寿詞を贈られる。八十八歳の人は五人で、今年最高令者は坂下の斎藤たけさん95歳です。

町長から敬老金を贈呈する八十五歳以上の人は四十名となります。また夫婦ともに健在の最高令者は、富士見町の綿織梅吉さん88歳、妻かよさん82歳です。

当日は午前十時から開会されますが、例年どおり各地区に貸切バスを配車して、婦人会役員の御案内で九時ごろ町内を出発します。おわるのは午後三時二十分ごろを予定しており、三時半にはバスで、センターを出発いたします。

恩給、援護関係の相談会

九月十四日福祉センター

日華事業及び大東亜戦争中にあって軍人、軍属又は準軍属であつ

て公務により死亡された方の遺族又は戦傷を受け又は疾病にかり障害をもっている者、或いは又戦地に長期間勤務した旧軍人等に対しましては恩給法、援護法、戦傷病者特別援護法で各種の給付を受けられることになっております。

また何も給付をうけておられない人、或いは受ける権利、資格などに疑義のある人などはこの際ぜひとも相談して下さい。

相談に来られる方はなるべく関係した書類を持参して下さい
当日この相談をうける人は県庁援護課の職員で できる限り現場解決につとめることになっております。

- 一、相談日 九月十四日九時～三時まで
- 一、場所 富士川町福祉センター

国民年金に任意加入を

サラリーマン夫人のために

奥さんの老後をゆたかに

ご主人の恩給や退職年金のほかに、奥さんにも年金があればお互にどんなに心強いでしょう

国民年金では、さきごろの改正で「夫婦合せて一万円年金」が実現しましたこれは国民年金の対象になる農家や商店の人達は、通常夫婦ともに国民年金の被保険者になるため、将来はめいめいが自分の年金をもらうことになるので、その基準金額（二十五年保険料を納めた場合月五千元）を合せると月一万円になるというわけです。

の特例

国民年金では、役所や会社、工場などに勤めている人の奥さん方は適用を除外することとされております。しかし、これらの奥さん方はご主人の受ける年金のみで老後を保障されているため、きわめて不安定なものであるとの考えから、これらサラリーマンの奥さん（明治四十四年四月二日以降に生れた人に限る）にも国民年金の被保険者になっていただき、自分自身の年金が受けることができるように特例として任意加入の道が開かれております。国民年金に任意加入するためには、任意加入申

出書を役場の住民課へ提出して下さい。

奥さんへの贈りものとして国民年金の任意加入をおすすめします。

サラリーマンも夫婦で年金を

ところで、御主人の退職年金の額はいくらでしょうか。

厚生年金の場合

基本年金額六万円＋（被保険者期間の標準報酬月額平均×千分の十×被保険者期間）

地方公務員等共済組合の場合

最終三年間の平均俸給年額×百分の四十

若し奥さんが国民年金に任意加入して、二十五年保険料を納めたとすると六十五歳から次の表のとおり月五千円の年金を受けられることとなります。

老令年金

支給時期 六十五歳から
年金額 二百円に保険料納付月数をかけたもの

60歳から10年納める	毎年24,000円支給	
40 "	20 "	48,000円
35 "	25 "	60,000円
25 "	35 "	84,000円
20 "	40 "	96,000円

障害年金

大ケガや長期間の安静を要する疾病に対して支給します。

年金額は二級障害者で年額六万円、障害が更に重い場合は、一万二千元が加算され年額は七万二千元になります。

母子年金、準母子年金

夫と死別し、十八歳未満の子供を養っている母、又は弟妹を養っている姉に対して支給されます。年金額六万円ですが、三人めの子どもがある場合一人増すごとに、四千八百円が加算されます。

遺児年金

両親に死別された十八歳未満の子どもに年額三万円支給されます。

死亡一時金

保険料納付済期間三年以上の被保険者で、年金の支給を受けないうちに死亡したときは、遺族に一時金が支給されます。

◎ 以下九月七六号にひきつぎ掲載いたします